

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：総務局】

機関名称	東京都情報公開審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都情報公開条例第24条
設置年月日	昭和60年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	実施機関がした開示決定等若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為についての審査請求に係る審査庁からの諮問に応じて審議し、また、その審議を通じて情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べる。
委員数	12人 (うち、女性委員数 5人)
会議公開	非公開
会議 非公開理由	条例第31条により審議は非公開と規定されている。審議の際は、非開示部分等の妥当性をインカメラ審議により検討しており、会議及び議事録を公開することとなると、その非開示部分が公開となり、審議の性質にそぐわない。また、個人のプライバシーを保護する必要がある。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	条例第31条により審議は非公開と規定されている。審議の際は、非開示部分等の妥当性をインカメラ審議により検討しており、会議及び議事録を公開することとなると、その非開示部分が公開となり、審議の性質にそぐわない。また、個人のプライバシーを保護する必要がある。
備考	
HPのURL	<a href="https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/johokokai/joho/index.html">https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/johokokai/joho/index.html</a>
問い合わせ先	総務局総務部情報公開課 電話番号：03-5388-3134 FAX番号：03-5388-1338